

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

高津戸町公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度～R6年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水						
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)平川1号井	法令に基づく検査頻度	蛇口					
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年5回(A)	-	年1回	月1回	月1回					
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回	-	年1回(B)	-	-		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002										
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.72										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.09										
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1											
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年4回	-	年1回(B)	-	-		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001										
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001										
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000008									年4回	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下			<0.001	年1回(B)										
22	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.11				-	-	-	-	-		
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002										
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.021										
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003										
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.009										
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	0.001										
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.040										
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.004										
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.011										
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.009										
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008										
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			<0.001				-	-	-	-	-		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.02										
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03										
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01										
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			26.7				年1回	-	-	-	-		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005										
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	23.8	月1回									月1回	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			109										
41	蒸発残留物	500mg/L以下			240	年4回									年4回	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02									年1回(B)	
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1									発生時期に月1回	発生時期に月1回
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<1										
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002									年4回	年4回
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005									年1回(B)	
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.0									6~8月に月1回	-
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.8											
49	味	異常でないこと	●	◎	異常でない											
50	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない											
51	色度	5度以下	●	◎	<0.5											
52	濁度	2度以下	●	◎	<0.1	年1回										

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合には年1回以上、1/10以下の場合には3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

はなみずき公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度～R6年度) (<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水					
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸大野台1号井)	法令に基づく検査頻度	蛇口				
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0			年1回	月1回	月1回				
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回	年1回(B)	年4回	年1回(B)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005									
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002									
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.63									
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.11									
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年4回	年1回(B)	年4回	年1回(B)		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002									
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001									
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001									
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000009									
21	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001									
22	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.13				年4回	年4回	年4回	年4回		
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002									
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.022									
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.003									
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.013									
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	0.002									
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.054									
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003									
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.015									
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.004									
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008									
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.002				年1回(B)	年1回(B)	年1回(B)			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.03									
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03									
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01									
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			32.3				年1回	年4回	年1回(B)	年4回		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005									
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	23.9	月1回								月1回	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			120									
41	蒸発残留物	500mg/L以下				244									
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02									
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1								発生時期に月1回	発生時期に月1回
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<1									
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002								年4回	年4回
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005									
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.1								月1回	月1回
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.8										
49	味	異常でないこと	●	◎	異常でない										
50	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない										
51	色度	5度以下	●	◎	<0.5										
52	濁度	2度以下	●	◎	<0.1										

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

さくら公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度～R6年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水			
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸大野台1号井)	法令に基づく検査頻度	蛇口		
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0			年1回	月1回	月1回		
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回	年1回(B)	年4回	年1回(B)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001							
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.78							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.11							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1								
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年4回	年1回(B)	年4回	年1回(B)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002							
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001							
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001							
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000010							
21	ベンゼン	0.01mg/L以下			<0.001								
22	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.13				年4回	年4回	年1回(B)	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002							
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.021							
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003							
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.013							
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	0.002							
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.051							
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003							
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.014							
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.003							
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008							
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.001				年1回(B)	年1回(B)		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.02							
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03							
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01							
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			31.6				年1回	年4回	年1回(B)	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005							
39	塩化物イオン	200mg/L以下	味覚	●	◎	24.8				月1回	月1回		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				120				年4回	年4回		
41	蒸発残留物	500mg/L以下			250								
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02				年1回	発生時期に月1回	発生時期に月1回	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1							
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<1							
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002				年4回	年4回		
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005							
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.1				月1回	月1回		
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.9								
49	味	異常でないこと	●	◎	異常でない								
50	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない								
51	色度	5度以下	●	◎	<0.5								
52	濁度	2度以下	●	◎	<0.1								

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

美空台公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度～R6年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水		給水										
							浄水受水	地下水(認定水源)土気4・5号井	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口								
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年2回	-	-	月1回	月1回								
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回								
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年2回	-	-	年1回(B)	-					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005													
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001													
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001													
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001													
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									年4回				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.66									年4回	-	-	年1回(B)	-
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.09													
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1														
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			<0.0002														
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			<0.005														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			<0.002														
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.001													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001													
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000008													
21	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001													
22	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎	0.16													
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002	年4回				-	-	-	-						
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.016														
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	0.003														
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.011														
27	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	0.004														
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.040														
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003														
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.011														
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	●	◎	0.004														
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008														
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.002				年2回	-	-	-	-					
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.02													
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03													
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01													
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			26.8				年2回	-	-	-	-					
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005													
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	23.1	月1回									月1回				
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			120				年4回	-	-	-	-					
41	蒸発残留物	500mg/L以下			243														
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02				発生時期に年1回	-	-	-	-					
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1									発生時期に月1回	発生時期に月1回			
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1				年4回	-	-	-	-					
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002													
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005				年2回	-	-	-	-					
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	0.9													
48	pH値	5.8以上8.6以下	一般性状	●	◎	7.9				年2回	-	-	-	-					
49	味	異常でないこと		●	◎	異常でない													
50	臭気	異常でないこと		●	◎	異常でない													
51	色度	5度以下		●	◎	<0.5													
52	濁度	2度以下		●	◎	0.1													

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合には年1回以上、1/10以下の場合には3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

大野台中央公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度～R6年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水	
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年5回(A)			月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回(B)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001					年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.68					年1回(B)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.09					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1						
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			<0.0002						
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			<0.005						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			<0.002						
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001					
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000010					
21	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001					
22	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.11				年4回	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002					
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.018					
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003					
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.009					
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	0.001					
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.039					
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003					
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.011					
31	ブromホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.002					
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008	年1回(B)					
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			0.003						
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			0.02						
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			<0.03						
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01						
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			27.0				月1回	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005					
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	23.4						
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			130					
41	蒸発残留物	500mg/L以下				260					
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02					
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1					
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<1					
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002					
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005					
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.1				月1回	
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.8						
49	味	異常でないこと	●	◎	異常でない						
50	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない						
51	色度	5度以下	●	◎	<0.5						
52	濁度	2度以下	●	◎	<0.1						

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

野呂団地公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度~R6年度) (<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水					
							浄水受水	地下水(認定水源) 更科1・2号井	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口				
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年2回	-	-	月1回	月1回				
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年2回	-	-	年1回(B)	-	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005									
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002									
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				<0.05									
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				<0.08									
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年2回	-	-	年1回(B)	-	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002									
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001									
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001									
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000005									年4回
21	ベンゼン	0.01mg/L以下			<0.001	年1回(B)									
22	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.25				年2回	-	-	年4回	-	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002									
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.005									
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003									
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.005									
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.015									
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003									
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.004									
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.001									
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008									
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.001				年2回	-	-	年1回(B)	-	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				<0.01							年4回		
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				0.12							年1回(B)		
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01									
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			8.7				年2回	-	-	年1回(B)	-	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			0.002									
39	塩化物イオン	200mg/L以下	味覚	●	◎	6.3				年2回	-	-	月1回	月1回	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				50							年1回(B)		
41	蒸発残留物	500mg/L以下				140							年4回	年4回	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02				年2回	-	-	年1回(B)	-	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1							発生時期に年1回		-
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<1									
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002				年2回	-	-	年4回	年4回	
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005							年1回(B)		
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	0.3				年2回	-	-	月1回	月1回	
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	8.1										
49	味	異常でないこと	●	◎	異常でない										
50	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない										
51	色度	5度以下	●	◎	1.0										
52	濁度	2度以下	●	◎	<0.1										

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合には年1回以上、1/10以下の場合には3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

下田塵芥汚水処理場

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度~R6年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水																																							
							浄水受水	地下水(認定水源)リサーチパーク1号井	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口																																						
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年2回	-	-	月1回	月1回																																						
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回																																						
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年2回	-	-	年1回(B)	-																																			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005									年1回(B)	-																																	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001											年1回(B)	-																															
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001													年1回(B)	-																													
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001															年1回(B)	-																											
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002																	年1回(B)	-																									
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004																			年1回(B)	-																							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001																					年1回(B)	-																					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.13																							年1回(B)	-																			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.08																									年1回(B)	-																	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1	年1回(B)							-																																				
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機化学物質											<0.0002	年1回(B)	-																																	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下												<0.005			年1回(B)	-																															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下												<0.002					年1回(B)	-																													
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下												<0.001							年1回(B)	-																											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下												<0.001									年1回(B)	-																									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下												<0.001											年1回(B)	-																							
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下												<0.000005													年1回(B)	-																					
21	ベンゼン	0.01mg/L以下												<0.001															年1回(B)	-																			
22	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎									0.28																	年1回(B)	-																	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002							年1回(B)	-																																			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.009	年1回(B)									-																																		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003											年1回(B)	-																																
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.003													年1回(B)	-																														
27	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	<0.001															年1回(B)	-																												
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.017																	年1回(B)	-																										
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003																			年1回(B)	-																								
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.005		年1回(B)	-																																									
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	●	◎	<0.001				年1回(B)																	-																							
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008					年1回(B)	-																																						
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色									0.002	年2回	-													-	-																					
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				<0.01						年2回			-														-	-																			
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				0.04										年2回	-														-	-																	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01												年2回	-														-	-															
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			11.4														年2回	-														-	-													
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			0.003																年2回	-														-	-											
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	6.5	年2回																		-	-														月1回	月1回									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚				51	年2回																															-	-	年1回(B)	年1回(B)							
41	蒸発残留物	500mg/L以下			148		年2回		-																	-															年4回	年4回							
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡							<0.02	年2回																														-	-	年1回(B)	年1回(B)					
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●						<1			年2回	-													-	発生時期に月1回															発生時期に月1回						
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●						<1		年2回			-													-	発生時期に月1回	発生時期に月1回																			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡							<0.002						年2回	-												-	年4回	年4回																		
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい							<0.0005								年2回	-											-	年4回	年1回(B)																	
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎					0.3										年2回	-										-	-	-																
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	8.2					年2回												-	-											-	-	-													
49	味	異常でないこと	●	◎	異常でない	年2回																		-	-												-	-					-						
50	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない			年2回																															-	-				-	-	-			
51	色度	5度以下	●	◎	1.0		年2回		-																	-																					-	-	-
52	濁度	2度以下	●	◎	<0.1						年2回																														-	-							

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合には年1回以上、1/10以下の場合には3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

多部田第1公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R4年度~R6年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水	
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年5回(A)			月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				2.40					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.10					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1						
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001					
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				0.000009					
21	ベンゼン	0.01mg/L以下			<0.001						
22	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.30					
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002					
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.021					
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.004					
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.009					
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001					
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.042					
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.008					
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.013					
31	ブromホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.002					
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008					
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.004					
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.04					
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03					
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01					
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			19.0					
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005					
39	塩化物イオン	200mg/L以下	味覚	●	◎	34.0					
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				86					
41	蒸発残留物	500mg/L以下				190					
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02					
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<1					
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<1					
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002					
46	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005					
47	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.0					
48	pH値	5.8以上8.6以下	一般性状	●	◎	7.8					
49	味	異常でないこと		●	◎	異常でない					
50	臭気	異常でないこと		●	◎	異常でない					
51	色度	5度以下		●	◎	<0.5					
52	濁度	2度以下		●	◎	<0.1					

※1 R7年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合には年1回以上、1/10以下の場合には3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表2 定期水質検査の検査頻度(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目	目標値	原 水			給 水
		浄水受水 ※(A)	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	蛇 口
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	年5回	年1回	年1回	—
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)				—
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下				—
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下				—
8 トルエン	0.4mg/L以下				—
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下				—
10 亜塩素酸 ※1	0.6mg/L以下	—	—	—	—
12 二酸化塩素 ※1	0.6mg/L以下	—	—	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	年5回	—	—	年1回
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)				
15 農薬類 ※2	1以下(検出値と目標値の比の和として)	—	年1回	年1回	—
16 残留塩素(総和)	1mg/L以下	年5回	—	—	毎月
17 カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10以上-100mg/L以下	×	×	×	×
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	×	×	×	×
19 遊離炭酸	20mg/L以下	年1回	年1回	年1回	—
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	年5回			—
21 メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下				—
22 有機物等(KMnO4消費量)	3mg/L以下	×	×	×	×
23 臭気強度(TON)	3以下	年5回	年1回	年1回	年1回
24 蒸発残留物	30以上-200mg/L以下	×	×	×	×
25 濁度	1度以下	×	×	×	×
26 pH値	7.5程度	×	×	×	×
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし, 極力0に近づける	年1回	年1回	年1回	年1回
28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	年5回			
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下				
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下(アルミニウムに関して)	×	×	×	×

※1 二酸化塩素は、消毒剤として使用していないため検査を省略する

亜塩素酸は、二酸化塩素の分解生成物のため検査を省略する

※2 農薬類(表4)

農薬類の目標値は、農薬ごとの検出値をそれぞれの目標値で除した値の総和とする

※(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ(農薬除く)

農薬検査データは、平川受水を除き県営水道の検査結果を使用する

⊗ 基準項目の検査で行う

有機物等(KMnO4消費量)は基準項目の有機物等(TOC)のデータを代替する

— : 未検査

項目番号4、6、7、11、31は欠番

表3 定期水質検査の検査頻度(毎日検査項目、その他項目)

毎日検査項目及びその他項目	原 水				給水栓 (蛇口)
	浄水受水		地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	
	検査結果照会	受水検査			
※1 色度	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 濁度	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 残留塩素	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 pH値	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 臭気	4回/年	1回/年	—	※3 3回/年 (6月~8月)	毎日
味	—	—	—	※3 3回/年 (6月~8月)	—
アンモニア態窒素	※2	—	1回/月	1回/月 (6月~8月)	—
クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	※2	—	4回/年	1回/年 (6月~8月)	—
ダイオキシン類	※2	—	1回/年	1回/年 (6月~8月)	—
放射性セシウム(Cs134・Cs137)	※2	—	4回/年	1回/年 (6月~8月)	—

※1 法令に基づく毎日検査項目

※2 原水の検査結果を県営水道のホームページで確認する

※3 平川1号井のみ実施

□ は、未検査

表4 水質管理目標設定項目の農薬類

水質検査項目(56項目)

水質管理目標設定項目	用途	目標値 (mg/L)
1 1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.06 (旧0.05)
2 EPN	殺虫剤	0.004
3 MCPA	除草剤	0.005
4 アシュラム	除草剤	0.9
5 アセフェート	殺虫剤	0.006
6 イソキサチオン	殺虫剤	0.005
7 イソプロチオラン (IPT)	殺菌剤	0.3
8 イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
9 イミノクタジン	殺菌剤	0.006
10 エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08
11 オキサジクロメホン	除草剤	0.02
12 オキシ銅(有機銅)	殺菌剤	0.03
13 カルタップ	殺虫剤	0.05 (旧0.08)
14 カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
15 キャブタン	殺菌剤	0.3
16 グリホサート	除草剤	2
17 グルホシネート	除草剤	0.02
18 クロルピリホス	殺虫剤	0.003
19 クロロタロニル (TPN)	殺菌剤	0.05
20 シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
21 ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
22 ジクワット	除草剤	0.01
23 ジチオカルバメート系農薬	殺菌剤・殺虫剤	0.005 (二硫化炭素として)
24 ジメエート	殺虫剤	0.05
25 ダイアジノン	殺虫剤	0.003
26 ダイムロン	除草剤	0.8
27 ダゾメット,メタム及び メチルイソチオシネート	殺菌剤、殺虫剤・除草剤	0.01 (メチルイソチオシネートとして)
28 チウラム	殺菌剤	0.02
29 チオジカルブ	殺虫剤	0.08
30 チオファネートメチル	殺菌剤	0.3
31 テフリルトリオン	除草剤	0.002
32 トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
33 トリフルラリン	除草剤	0.06
34 パラコート	除草剤	0.01
35 ピラクロニル	除草剤	0.01
36 フィプロニル	殺虫剤	0.0005
37 フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤	0.01
38 フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006
39 フェントエート (PAP)	殺虫剤	0.007
40 ブタミホス	除草剤	0.02
41 フルアジナム	殺菌剤	0.03
42 プロシミドン	殺菌剤	0.09
43 プロチオホス	殺虫剤	0.007
44 プロベナゾール	殺菌剤	0.03
45 プロモブチド	除草剤	0.1
46 ベノミル	殺菌剤	0.02
47 ペンシクロン	殺菌剤	0.1
48 ペンタゾン	除草剤	0.2
49 ベンディメタリン	除草剤	0.3
50 ペンフラカルブ	殺虫剤	0.02
51 ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
52 マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
53 メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05
54 メソミル	殺虫剤	0.03
55 メタラキシル	殺菌剤	0.2
56 メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004

※1「1,3-ジクロロプロペン」、13「カルタップ」の目標値は令和8年4月1日改正予定